

第1078回教育委員会

令和元年12月24日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会期の決定

3 報 告

- (1) 山形県公立学校における働き方改革プランについて (教職員課)
- (2) 令和2年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集
について (高校教育課)
- (3) 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
(スポーツ保健課)

4 議 題

- 議第1号 山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)
- 議第2号 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の
制定について (総務課)
- 議第3号 山形県飯豊少年自然の家の指定管理者の指定について
(文化財・生涯学習課 生涯学習振興室)
- 議第4号 山形県スポーツ推進審議会委員の任命に係る臨時専決処理の承
認について (スポーツ保健課)
- 議第5号 教職員の人事について (教職員課)

5 閉 会

山形県公立学校における 働き方改革プラン

(第Ⅰ期)

～公立学校教員の勤務時間の上限に関する方針等～

山形県教育委員会

令和元年 12 月

目 次

I	はじめに	1
II	本県の公立学校教員の勤務状況	
1	勤務状況調査より（平成 28 年度～平成 30 年度）	2
2	1 か月の在校等時間の超過勤務時間が 100 時間を超える教員数	3
3	令和元年 10 月の在校等時間の超過勤務の状況と主な業務内容	3
III	プラン策定の目的と背景	4
IV	プランの基本方針と目標、取組み重点期間	5
V	重点取組み	
1	勤務時間管理の徹底	6
2	労働安全衛生管理体制の整備	6
3	休暇を取得しやすい環境整備	7
4	適切な部活動運営の推進	7
5	教員の事務負担の軽減	8
6	教材研究への支援	8
7	調査・通知、研修、研究会等の精選	9
8	支援を要する児童生徒への対応	10
9	地域人材の活用	10
10	啓発活動と好事例の収集・発信	11

I はじめに

平成 28 年の文部科学省の調査では、小学校教員の約 3 割、中学校教員の約 6 割が過労死ラインを超えて仕事をしているという教員の厳しい勤務実態が明らかになり、平成 31 年、文部科学省は、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を通知しました。このガイドラインでは、超過勤務時間について「1 か月 45 時間を超えないこと」等の上限時間を示した上で、服務監督権者である教育委員会が、公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定することを求めています。

本県の公立学校においても、多くの教員が授業準備や部活動、生徒指導、進路指導、教育相談、保護者や地域との連携等のため、定められた勤務時間を超えて仕事をしている実態があります。県教育委員会では、平成 18 年度から学校マネジメント研修会を実施するなど、教員の多忙化解消に努めてきましたが、大きな削減にはつながっていませんでした。平成 29 年度に教育庁内に各課横断的な「働き方改革プロジェクトチーム（P T）」を設置し、「学校における働き方改革の取組み手引」の策定、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフ、校務補助員などの人的支援、各 P T A 連合会等への説明会、働き方改革の基礎となる勤務時間管理などに取り組んできました。これらの取組みによって、「学校における働き方改革」の意義は着実に浸透してきているものの、まだ十分と言える状況ではありません。社会全体として働き方が見直され、また教員が担うべき業務の明確化と適正化が進められているこの機会に、教育委員会のリーダーシップと働き方に関する教員自身の意識改革を通して、「子どものため」という教員の献身的な努力に過度に依存することのない、学校における教員の働き方の持続可能な仕組みをつくっていく必要があります。

教員の働き方を考えることは、教育の未来を考えることです。本県の学校教育が、これまでの歴史の中で地域や保護者と共に創り上げてきた豊かな学校文化を大切にしながら、教育委員会、学校、保護者・地域が一緒になって教員の働き方を見直すことで、教員が生き生きとした姿で教壇に立つことができるようにする。それが学校教育の質を向上させることにつながります。そして、一人一人の子どもに寄り添い、子どもの成長を共に喜ぶことができるという、教職の魅力をさらに高めていくことで、「山形県の教員になりたい」という方が一層増えることを願って、本プランの実現に取り組んでまいります。

令和元年 12 月

山形県教育委員会
教育長 菅間 裕晃

II 本県の公立学校教員の勤務状況

1 勤務状況調査より（平成28年度～平成30年度）

1 県内の公立学校教員の在校等時間*1の超過勤務時間*2（単位：時間）

下表は、平成28年度～30年度に県内の公立学校教員（常時勤務者）を対象に実施した勤務状況調査の結果です。土日を含む7日間の調査で、中学校や高等学校では勤務時間外における超過勤務時間が週あたり約15時間となっており、また、小学校では、他校種よりも持ち帰りでの業務負担が大きくなっています。

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	週当たり		週当たり		週当たり	
	超過勤務時間	持ち帰り業務	超過勤務時間	持ち帰り業務	超過勤務時間	持ち帰り業務
小学校	10.7h	3.9h	10.2h	3.7h	9.2h	3.6h
中学校	15.2h	2.0h	15.1h	2.0h	15.1h	2.1h
特別支援学校	6.7h	1.3h	6.3h	1.5h	6.7h	0.8h
高等学校	15.3h	1.2h	15.2h	1.3h	14.9h	1.3h

※ 調査期間：毎年10月～11月の7日間（10月：県立学校、11月：市町村立学校）

2 県内の公立学校教員の超過勤務の主な業務内容

上記の調査において、超過勤務に占める業務内容は、以下のとおりとなります。校種ごとにその内容は異なっており、小学校・特別支援学校では教材研究が、中学校・高等学校では部活動に係る時間がもっとも多くなっています。

《 小学校 》 教材研究 > 学級事務 > 分掌事務・学年事務
 《 中学校 》 部活動 > 教材研究 > 分掌事務
 《特別支援学校》 教材研究 > 分掌事務 > 学級事務
 《 高等学校 》 部活動 > 教材研究 > 校務分掌・発表会等

※ 左から、業務時間の多い順。ただし、項目選択形式による調査結果。

*1 在校等時間

；中央教育審議会の審議を踏まえて文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日）」で示された概念。「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（いわゆる「給特法」。）及び「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超過して勤務させる場合等の基準を定める政令」で示されている「超勤4項目」以外の業務が長時間化し、常態化していることに対して、校外での勤務や職務として行う研修参加、児童生徒の引率等の職務に従事している時間についても、いわゆる「勤務時間」として捉え、これらを「在校等時間」としてまとめたもの。在校等時間には、職務として行う研修や校外学習、勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、所定の勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務等も含まれる。

*2 在校等時間の超過勤務時間

；平成30年度までに山形県教育委員会が実施した調査では、「在校等時間の超過勤務時間」という明確な基準は設けていないが、これらの調査で対象とした教員の勤務時間外の勤務の実態は、文部科学省が定める「在校等時間の超過勤務時間」と同義であることから、本プランでは、「在校等時間の超過勤務時間」として表現を統一した。

2 1か月の在校等時間の超過勤務時間が100時間を超える教員数

下表は、平成30年度における1か月の在校等時間の超過勤務時間が100時間を超えた県立学校（高等学校及び特別支援学校）の教員数を表したものです。

調査対象（管理職を除いた常時勤務の教育職員）の約2,750人のうち、もっとも繁忙な時期には約11.9%の教員が1か月あたり100時間を超える超過勤務を行っており、また、約6.7%にあたる185人の教員が1年間あたり720時間を超える超過勤務を行っています。

表 平成30年度における1か月の超過勤務時間が100時間を超えた教員数（県立学校）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
194人	326人	229人	206人	92人	207人	266人	111人	86人	97人	37人	46人

3 令和元年10月の在校等時間の超過勤務状況

表 山形県公立学校教員の超過勤務時間調査より（令和元年10月）

超過勤務時間	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校
	人数（割合）	人数（割合）	人数（割合）	人数（割合）
100時間超	11人（0.3%）	136人（6.7%）	0人（0.0%）	208人（11.1%）
80時間超 100時間以下	76人（2.3%）	309人（15.3%）	2人（0.3%）	233人（12.4%）
45時間超 80時間以下	1,502人（45.3%）	1,025人（50.8%）	127人（16.2%）	765人（40.8%）
45時間以下	1,725人（52.1%）	547人（27.1%）	655人（83.5%）	671人（35.7%）
計	3,314人	2,017人	784人	1,877人
平均超過勤務時間	44時間55分	62時間09分	28時間28分	58時間52分

上表は、県内の公立学校教員*を対象に実施した令和元年10月の1か月あたりの超過勤務時間調査の結果です。調査結果は、自宅等への「持ち帰り業務」を除いたものであり、これまで県教育委員会が実施してきた同時期における一週間あたりの超過勤務状況（p2参照）と比較しても、決して公立学校教員の業務負担が軽減されているとはいえない状況を表しています。

探究的な学習活動、部活動等の大会や練習会、そして調査・照会等の増加など、従来の調査結果にあった「教材研究」や「部活動指導」、「分掌事務」の負担に加え、近年では、「支援を要する児童生徒・保護者」への対応に要する負担が増えてきていることも、教員の業務負担軽減が進まない要因として挙げられるようになってきています。

※ 調査対象者；県内公立学校の管理職を除く教育職員（常時勤務者）

教諭、主幹教諭、助教諭、常勤講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主任実習教諭、実習教諭、実習講師、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員